

内閣総理大臣 三木武夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：衆議院議長，参議院議長，衆議院文教委員会委員長，衆議院科学技術振興対策特別委員会委員長，参議院文教委員会委員長，参議院科学技術振興対策特別委員会委員長，人事院総裁，総理府総務長官，警察庁，北海道開発庁，防衛庁，経済企画庁，科学技術庁及び環境庁各長官，法務，外務，大蔵，文部，厚生，農林，通商産業，運輸，郵政，労働，建設及び自治各大臣，科学技術会議議長，日本ユネスコ国内委員会会長

## 再び科学研究基本法の制定について（勧告）

標記のことについて，本会議第70回総会の議に基づき，下記のとおり勧告します。

## 記

科学研究は，人文，社会及び自然における真理の探求とその成果の応用を使命とし，世界平和の確立，文化の向上，人類福祉の増進に貢献することを社会的任務とする。

以上の使命と任務に即して，我が国における科学研究の健全な発展を期するためには，国はそれに対して責任を持ち，十分な措置を講じるよう不断に配慮しなければならない。そのためには，まず，科学研究に関連する国の政策について基本的理念，規範等を定めた科学研究基本法の制定が必要不可欠である。

このような観点に立って，本会議は，14年前，政府に対し，科学研究基本法の制定を勧告し（「科学研究基本法の制定について」昭和37年4月，第36回総会），その実現を期待してきたが，いまなお制定に至っていないのは極めて遺憾である。

旧勧告以降十数年間の我が国の科学・技術の状況をかえりみると，適正な科学・技術政策を欠いたことも重要な要因となって，科学の跛行的な発展，技術の無秩序な開発が行われ，環境破壊，公害の激増など国民生活に対する重大な悪影響が生じているのが現状である。本年2月，総理大臣が科学技術会議に対して「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」諮問したのも（第6号諮問），このような状況を踏まえてのことと理解する。

ときあたかも，1974年11月，第18回ユネスコ総会は，日本政府代表の賛成を含め「科学研究者の地位に関する勧告」を採択したが，同勧告を貫く基本的理念は，前記の本会議の勧告の趣旨と全く合致している。

政府は，前記ユネスコ勧告の実現について，必要な措置（立法措置を含む）を講ずべき責任を国民に対して負っている。本会議は，これらの措置の中でも科学研究基本法の制定が最も緊要であるとの認識に立ち，ここに，以上の状況を踏まえ，旧勧告の趣旨を更に発展させて，科学研究基本法を制定することを再び強く勧告する。

なお，本勧告に添付した科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案及びこの内容案を土台として科学研究基本法が立案される場合の一試案として作成した科学研究基本法試案は，旧勧告並びにその後

の本会議の勧告、声明等を再検討すると同時に学協会をはじめ多くの科学研究者の意見をもきいて策定したものであるから、これを十分に尊重されたい。それがため、本会議と密接な連絡をとられたい。

#### 付 記

1) 前記の科学研究基本法は科学研究に関する国の責任を定めるものであるが、他方、日本学術会議は、科学者の代表機関であるという立場から、以下のような趣旨を含む科学者憲章(仮称)を定め、みずから、科学研究者の負う責務を国民の前に明らかにする意図を持っている。

① 科学研究者は、それぞれ科学研究の使命と社会的任務を自覚し、科学研究の健全な発展につくし、国民の期待にこたえるようその社会的責任の遂行に努めなければならない。

② 科学研究者は科学研究の自由を守り、科学研究の成果の無視又は乱用が社会に及ぼす有害な結果について指摘し、国民及び人類の福祉を守る責任を負う。

2) 本会議は、科学研究基本法が制定された後に、その理念にそって科学研究に関係する諸法令が整備されることを期待する。

また、必要な場合、科学研究基本法の理念にそった別個の法律(例えば研究公務員特例法のごとき)の制定を勧告する考えである。

#### (添付資料)

科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案及び科学研究基本法試案について

#### [まえがき]

(1) 以下にかかげる科学研究基本法案に盛り込まれるべき内容案は旧勧告(昭和37年4月、第36回総会)並びにその後の本会議の勧告、声明等を再検討すると同時に学協会をはじめ多くの科学研究者の意見をも聴いて策定したものである。

旧勧告に添付された内容案は、当時までに本会議が行った勧告及び声明に盛り込まれた意見を集積してこれを整理し体系化したもので本会議創設後第36回総会に至る13年間の本会議の努力の結晶であるが(旧勧告、「付記」の(1)参照)、この内容案も、同じ策定方針にしたがい、旧内容案を土台としつつも、旧勧告後現在に至る14年間に本会議が行った勧告、声明等に盛り込まれた見解、立場を集積、整理して旧内容案の改訂、増補を行ったものである。したがって、これは本会議創設以来四半世紀余の本会議の意見を集大成したものである。更にこの策定作業に際しては、前記ユネスコ勧告とも比較対照し、ユネスコ勧告の趣旨、内容をも考慮に入れた。

(2) 同じく、科学研究基本法試案は、前記の内容案を土台として科学研究基本法が立案される場合の一試案として作成したものである。本勧告が政府によってとりあげられた場合、本会議はこのような案を政府に提示して、政府案の策定作業に積極的に参加する必要があると考える。

(3) 以下にかかげる科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案にいう科学研究とは、人文・社会・自然科学の基礎研究並びに応用研究「実驗的開発」を意味する。

(1) 科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案

目 次

前 文

- 第 1 章 科学研究の使命と社会的任務 ( § 1 )
- 第 2 章 科学研究の基本原則・条件 ( § 2 ~ § 5 )
- 第 3 章 科学行政 ( § 6 )
- 第 4 章 科学研究体制 ( § 7 ~ § 13 )
- 第 5 章 研究施設・研究費等 ( § 14 ~ § 19 )
- 第 6 章 科学研究者の地位 ( § 20 ~ § 21 )
- 第 7 章 科学研究の国際的交流・協力 ( § 22 )
- 第 8 章 科学研究者の養成 ( § 23 )
- 第 9 章 年次報告等 ( § 24 )
- 第 10 章 補 則 ( § 25 ~ § 26 )

前 文

科学は人類の英知の所産であり、人間固有の創造であって、科学研究の発展とその成果の利用は人類の福祉と文化の向上・発展に大きな貢献をしてきた。全人類の共通の課題になっている世界平和を達成し、環境、資源・エネルギー、食糧、人口等の諸問題を解決するためにも科学研究の発展とその正しい適用が必要不可欠である。他方、科学研究の成果の無視、その乱用や悪用が行われていることも否定できず、これらが世界平和、人類の生存と福祉を阻害している。

こうして、こんにち、科学の正しい発展を双肩に担い、その成果の社会への還元に対しても大きな役割を果たすべき科学研究者の責務もますます重きを加えているが、同時に国が講ずべき諸施策の重要性もかつてなかったほど大きくなっている。いまや、正しい科学研究の振興・発展をはかるため国が行うべき施策の基本的な理念並びに方向を明確にすることは国家、民族にとって緊急の要となっている。

科学研究の正しい発展のためには、研究者の自主性の尊重による創意の発揮、その衆知の民主的な結集、研究成果の公開が保障されなければならない、人文・社会・自然科学の調和ある発展と相互協力、並びに国際交流・協力が必要不可欠の条件である。また、国は、科学研究者がその固有の責任を遺憾なく遂行できるよう、その地位を保障するとともに、科学研究のための諸条件の整備、確立並びに科学研究者の総意に基づく長期的な科学研究将来計画の策定と実施に努めなければならない。更に国民に対しては、科学研究の使命と社会的任務、本法の意義と実施状況に関して知る機会を保障しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、かつ、世界人権宣言第 27 条 1 項、ユネスコ憲章前文最終節、とくに第 18 回ユネスコ総会が採択した「科学研究者の地位に関する勧告」の趣旨に基づき、我が国の科学研究の健全な発展を通じて、世界の平和、文化の向上、国民の福祉に寄与することを旨として、国の行うべき政策の基本的理念並びに方向を規定するための基本法とし

て、この法律を制定する。

(理由説明)

前文では、まず、(1)科学研究基本法の制定を必要とする理由について述べ、つぎに(2)この基本法に盛り込まれるべき主要な内容のうち、とくに科学研究の発展のために不可欠な基本的条件などをあげ、最後に(3)この基本法の根拠となる文書、あるいは本法に関連する重要な国際、国内文書をあげた。

(1) 人類の英知の所産であり人間固有の創造である科学が、人間の社会及び文化の進歩に極めて重要な寄与をしてきたことはいままでもない。とりわけ、20世紀後半においては、科学研究の発展と科学の利用が人間の物質的及び文化的生活の向上に関して果たす役割は飛躍的に増大してきている。世界各国が東西、南北の別なく、科学・技術の振興に努力を傾注しているのも当然である。

かえりみれば、過去四半世紀余における科学・技術の発展はまことに驚嘆すべきものがあり、その結果、一面では物質文明は飛躍的に前進したが、他面においては、科学研究の成果の無視、乱用及び悪用などもあり、そのため世界平和、人類の生存と福祉及び人間環境に及ぼす影響もまた黙視しえないほど増大している。

こうして、科学研究の発展を無条件的に是であり善であるとする科学観は過去のものとなりつつあるが、しかし、そのことは科学研究の意義と重要性とを否定する論理的帰結に導かれるべきではない。今日、全人類の共通の課題となっている世界平和の維持及び国際緊張の緩和、環境、資源、エネルギー、食糧、人口等、各国の国民生活の向上に関する諸問題の解決にしても、科学研究とその成果の正しい適用によってはじめてもたらされることは明白である。

このような事態は科学の正しい発展に責任をもち、その成果の社会への還元に対して大きな役割を果たすべき科学研究者の責務をますます重いものにしていくと同時に、科学の正しい発展をはかるために国が講ずべき諸施策の重要性をかつてなかったほど大きくしている。1974年11月20日、第18回ユネスコ総会が採択した「科学研究者の地位に関する勧告」の趣旨、諸条件を貫く基本的な考え方もまさにこのようなものである。

いまや、正しい科学研究の振興、発展をはかるため国が行うべき施策の基本的な理念並びに方向を確立することは、人間の尊厳を保障し、平和と文化の向上を達成し、国民の福祉を増進する国家民族百年の大計の不可欠の一環である。

(2) 科学研究の発展のためには研究者の自主性の尊重による創意の発揮、研究者の衆知の民主的な結集及び研究成果の公開が保障されなければならない。

科学研究の発展のためには、人文・社会・自然科学の調和のとれた発展が必要であり、科学諸領域の相互協力が必要である。国は科学・技術政策の立案、実施、とくに科学研究の助成策については、科学研究が全体として均整のとれた発展をとげることを目標としなければならない。

科学研究の発展のためには、国際交流と国際協力が不可欠である。国際交流・協力によって、科学研究の進歩、発展、世界平和と人類福祉への科学の貢献が達成される。したがって国は科学の国際交流・協力を力に注がなければならない。

科学研究者は、その従事する研究により科学を不断に発展させることを第一義的責務とする

ともに、科学研究の成果を正しく社会に還元するよう努力することをその社会的責任として有する。したかつて、国は、科学研究者がこの固有の責任を遺憾なく遂行しうるよう、その公正な地位、すなわち必要な諸権利、研究・労働条件、待遇等を保障しなければならない。

科学研究の高い水準を維持しそれを発展させるためには、国の経済の中で相当程度の比率を占める研究費が公共的投資として支出されること、相当規模の研究者人口が維持され、かつ不断に養成されること、長期的な科学研究将来計画が策定、実施されることなどが緊要である。したがって、国は科学研究者の総量を代表する機関に諮り、これらのために適切な措置を講じなければならない。

科学研究の健全な発展と研究成果の適切な利用が、国民の福祉の向上に果たす役割りは絶大であるが、科学技術の不調和な発展と研究成果の無視又は乱用は、国民の福祉にとってばかりでなく、人類の生存にとっても、極めて重大な脅威となっている。この弊害を除き、科学研究を健全に発展させるためには国民がこれに関心を持ち、それに期待し協力することが必要である。このため科学研究の本質及びその成果並びに本法の意義及び実施状況について、正しい認識を得られる機会が、国民に確保されていなければならない。

- (3) この法律の制定の根拠を示した。なお、本会議としては、この法律が単に政府によって遵守されるばかりでなく、地方自治体、公社、特殊法人、民間企業においても、この法律が尊重され、適切な措置が講じられることを期待するものである。

(本文)

## 第1章 科学研究の使命と社会的任務

1. ① 科学研究は、人文、社会及び自然における真理の探求とその成果の応用を通じて人類に貢献することを使命とする。
- ② 科学研究は、国民生活を豊かにし、人間の尊厳が保障される社会を建設し、もって世界平和の確立、人類福祉の増進、文化の向上に貢献することを社会的任務とする。
- ③ 科学研究者は、その従事する科学研究が、人道的、社会的、自然的等の見地からみて、科学研究の使命と社会的任務に副うよう十全の配慮を行う社会的責任を有する。
- ④ 前記の科学研究の使命と社会的任務にかんがみ、国は科学研究の健全な発展を促進しなければならない。また、科学研究者に対しては、その社会的責任を果たすにふさわしい社会的地位、とくに諸権利、研究・労働条件、待遇等が保障されなければならない。

(理由説明)

科学研究の使命は、第1項に述べたように、真理の探求とその成果の応用にある。真理の探求、すなわち客観的な法則の認識は、それ自体として価値あるものと認められねばならない。

第2項に述べた国民生活を豊かにし、以下の各項目は、人間社会の目標といえよう。この目標の達成は、科学研究の力をかりずには不可能であることは人類の長い歴史の示す所である。これをもって科学研究のもつ社会的任務とした。

科学研究の分野の中には、ただちに应用到結びつくものもあれば、直接の応用には縁遠いと思われるものもある。しかし、これらの区分別を性急に行うことなく、科学の全分野が調和のとれた発展をするようにすることが、科学研究の社会に対する寄与をもっとも有効にする道である。

科学研究の成果は、両刃の剣であって、それは人類の将来に大きな寄与をなし得ると同時に、悪用された場合には、取り返しのできない災害をもたらす。科学研究の跋行的な発展は、このような危険を生じやすいことに、とくに留意しなければならない。

第3項及び第4項では、科学研究者の社会的責任とその地位の保障の重要性について述べた。科学研究が前2項で述べた使命と社会的任務に副って正しく発展することの緊急性は、近年世界各国で痛感されているところである。科学研究を専門的職務とする科学研究者は、国、公、私立の大学、研究所等どこに所属するかを問わず、すべて、科学研究の正しい発展に関して、重大な社会的責任を有する。たが、科学研究者はこの責任を果たしうるためには単に研究者自身の自覚や努力だけでは不可能であって、国、公共団体、企業等、とくに国が科学研究者の地位、すなわち諸権利・研究・労働条件等を保障することが不可欠な条件である。このような考え方は「科学研究者の地位に関する勧告（ユネスコ、1974年）」の基本的理念として世界各国政府の合意を見ている考え方でもある。

科学研究者の地位については第20節、21節でもふれられているが、その含蓄するところが極めて重大なので、総則に当たる本章でとくに言及した。

## 第2章 科学研究の基本原則・条件

2. 科学の正しい発展のためには、人文・社会・自然科学の基礎研究並びに应用研究の全分野が調和のある発展をするよう配慮されなければならない。また、科学領域相互間の協力とその総合化がはからなければならない。

### （理由説明）

第2～5節では科学研究の正しい発展のための四つの原則的な条件をかかげた。

科学の正しい発展のためには諸科学の全般が調和の取れた発展をすることがどうしても必要であるという見地は、本会議が終始一貫堅持し、かつ重視してきたものである。この考え方の正しさは、近時環境問題の重大化とその解決のための科学的方途の検討などに際して実証されたところでもある。基礎科学の軽視と応用科学、技術開発の偏重や、自然科学、技術に比べて人文・社会科学のものはだしい軽視は科学研究並びにその成果の応用に関して跋行的な発展をもたらし、また、科学研究のマイナス面の結果さえ生み出している。

諸科学の調和ある発展をもたらすためには、国は、科学・技術政策の立案、実施、とくに科学研究の助成策について格別の配慮をする責任がある。ある時期に、ある分野の科学研究を特別に振興する施策を行う必要が生じる場合もあることを否定するものではないが、この場合でも、他分野の科学研究の発展を犠牲にして振興策が行われてはならない。

3.① 国は、科学研究の自由を保障しなければならない。

② 科学研究に関する研究者の自主性はこれを十分に尊重し、その創意を十分発揮できるようにしなければならない。

(理由説明)

憲法の学問、思想の自由の条件にそったものである。科学研究は、真理に対してのみ忠実であって、権力や特殊利益の圧力によってまげられてはならない。過去の苦い経験は自由が保障されてはじめて、科学研究の目標が実現されることを明らかにしている。

研究者の創意こそ科学研究の原動力である。ユネスコ勧告第31節以下もとくにこれを留意している。目的をもった研究でも、創意の自由な発揮が科学研究の発展の基礎となることを第2項で述べた。研究者間の討論、協力、相互批判が創意の自由な発揮に不可欠であるので、これを研究者の自主性の尊重と表現する。

4. 科学研究者のおさめた成果は、公開されるのが基準原則である。国は科学研究者の発表の自由を保障しなければならない。

(理由説明)

公開の原則には二つの面がある。第1に、研究の成果や経過を公開し、その交流を促進することは、科学の一層の発展を可能にする。

また、研究の成果の公開によってはじめて当該研究の客観的な評価が可能となり、更に、その研究に従事した科学者の功績も確立される。第2に、国民は科学研究について「真実を知る権利」がある。科学研究の成果を正しく利用し、その悪用の危険性をふせぐためには、すべてが国民に広く知らされなければならない。

成果の公開という基本的条件については、ユネスコ勧告もとくに重視し、第35、36、37節で詳細に規定している。

したがって、国家公務員、地方公務員である研究者の研究成果の発表の自由を不当に制限するために用いられないことがないよう国家公務員法第100条第1項、地方公務員法第34条は改定されなければならない。

国家機密、企業機密を理由にした。研究成果の公表に対する制限は必要最少限に止めるべきであり、その場合にも、制限理由を明示し科学研究者の批判を仰がなければならない。

5. 科学研究の発展のためには、国際的交流及び協力が推進されなければならない。その国際交流・協力は世界平和への貢献を目的として、国際学術団体との緊密な連携を保ちつつ世界の各国と交流・協力を進めるようにしなければならない。

(理由説明)

国際的交流及び協力が、科学研究の発展にとって欠くことのできない条件であることはいうまで

もないが、近年、環境、資源・エネルギー、食糧、人口等の諸問題の重大化に伴い、科学研究者の国際交流・協力の必要性はいよいよ増大した。しかし、国際交流・協力は世界平和の確立と人類の福祉に貢献するものでなければならない。このために、国交関係の有無にかかわらず、世界の各国と科学の国際交流・協力を進めることは大きな意義をもつであろう。これが本節の趣旨である。

この基本的条件に関しては、ユネスコ憲章、前掲ユネスコ勧告及び本会議の国際学術交流・協力に関する勧告・声明等がとくに留意されねばならない。

### 第3章 科学行政

6. 国の科学行政は、科学研究の使命と社会的任務が達成できるような諸条件を整備確立することを目標として行われなければならない。

(理由説明)

本節は国の科学行政のあり方の原則について述べたものである。科学研究の使命と社会的任務からして、科学研究は公共的、社会的性格をもつものであり、したがって、これに対する行政の不当な介入はあってはならず、科学行政の主たる任務は科学研究の正しい発展のための条件の整備、確立にあることを明示した。

これは、教育基本法第10条第2項の規定に対応するものともいうべく、また、前掲ユネスコ勧告前文第5段、本文第7、第8節、とくに第8節後段に照応するものである。

### 第4章 科学研究体制

7. 我が国の科学研究体制は、国立私立の大学、研究機関及び諸学会がそれぞれの自主性を保ちつつ相互に有機的に連携できるよう、科学研究者の総意に基づいて整備されなければならない。

(理由説明)

研究体制の基本的なあり方を述べた。

8. 大学は高度の教育機関であると同時に基礎的、原理的な研究における高度の研究機関であるという独特な性格を有する。大学は、科学の教育、科学研究者の養成を行うとともに、科学研究をもその不可欠の任務とする。したがって、大学における科学研究は充実されなければならない。

(理由説明)

大学のもつ独特な性格と機能に言及し、教育と研究の不可分性に注目した。このような独特な性格をもつ大学は、基礎研究、応用研究における研究機関としても重要な役割をもっているため、大学における研究の充実に対する配慮の必要性を規定したのである。



9. 国公立の研究機関が、自主性と民主性に立脚して、各々その特殊性を通して科学の発展に寄与しうるような措置が講じられなければならない。

(理由説明)

現在、科学研究の分野において、大学以外の研究機関はますます大きな役割を占めつつある。これらの研究機関はその設置の目的、主体等において異なり、それぞれ特殊性を持っているが、しかし、共通して言えることは、各研究機関の組織、運営が自主性と民主性を基本原則とすること的重要性である。狭隘かつ目前の行政目的や企業利益のみ従属した研究を行うことは、科学研究の目的や社会的任務に副わないだけでなく、これらの研究機関の本来的な役割や特殊性をも減殺しかねない。

10. 学会は科学研究の交流の場であり、研究者の自主性にに基づき、諸活動を健全に行いうるものでなければならない。

国は学会の自主性を尊重することを前提条件として積極的にその事業を助成しなければならない。

(理由説明)

学会が研究体制のなかで占める重要な位置を明らかにし、研究者の自主性の尊重と創意の発揮に関連して、その健全な発展がはからねばならないことを述べた。学会のすべてに共通な基本的な機能として研究集会の開催、専門誌の出版などがある。これを始めとして、国際、国内の学术交流に関する学会の自主的な諸活動に対しては、学会の自主性を尊重することを前提として国は積極的に助成しなければならない。

具体的にいえば、学会誌に対する刊行助成、郵税上の特典、税法上の便宜の供与、また、これらの助成策を法的地位により保障するための「学術法人」法(仮称)制定の検討などがこれである。学会の年次総会等への学会員の参加を公務として扱うごとき措置も同様である。反対に学会役員に公務員たる研究者が就任するのを行政命令等により禁止あるいは規制するごとき措置は学会の自主性への干渉であって許されるべきではない。

他方、学会自体も、科学研究の使命と社会的任務にかんがみ閉鎖的、独善的にならないよう、外部からの批判に謙虚でなければならない。

11. 上記の諸機関が十分にその機能を発揮するためにも、科学研究者の交流・協力が促進されるように必要な措置が講じられなければならない。

(理由説明)

科学研究者の人事交流や協力は、いろいろな障害によって妨げられ、理想から極めて遠い現状にある。それを打開する具体策が考えられねばならない。

12. ① 科学研究の基本方針、全国的視野に立っての長期計画は、日本学術会議が中心となって、各分野の学会及び広範な科学研究者の総意と英知を結集して策定されなければならない。
- ② 諸方面の共同利用研究機構が整備増強され、それが十分な機能を発揮するような体制が整えられなければならない。
- ③ 前各項のために、科学研究者の総意を十分反映してこれを実施する機関がつけられなければならない。

(理由説明)

科学研究者の総意を代表する日本学術会議が研究体制の上でしめる重要な役割と具体的な機能を第1項に述べた。これまで学術会議は、第1次5カ年計画など科学研究の基本方針や全国的視野に立っての長期計画を審議し、これを政府に勧告してきたが、この機能は強化されなければならない。中でも学術会議が勧告した諸共同利用研究所は、その全部は実現しないとはいえ、既設のものだけについて見ても、新しい研究体制として今までに大きな成果をあげてきた。

ユネスコ勧告第7節も強調しているように、科学研究に関する国家的政策がこのようなプロセスによって策定、実施されることが極めて望ましい。

13. 科学研究の社会的任務が生かされ、研究の成果が、国民の福祉に十分活用されるためには、政府は、日本学術会議をはじめ各学協会等の協力の下に、科学研究者の総意が十分反映するよう、行政諸機関の体制を整える必要がある。

(理由説明)

適正な科学・技術政策の大綱策定のためには、科学研究者及びその諸団体の十分な助言、助力が得られるよう適切な制度を確立しなければならないことはユネスコ勧告第7節も強調するところである。我が国においては各省庁に審議会制度が設けられており、形式上は制度が具備しているかのように見えるが、実際は形式倒れになっている。

これを改めるためには日本学術会議への諮問、また、その勧告の尊重及び各省庁審議会の組織運営の民主化、機能の充実をはかる必要がある。

## 第5章 研究施設・研究費等

14. それぞれの科学の性格及びその研究の発展段階に応じて科学研究がその使命と社会的任務を果たしうよう、つねに科学研究者の意見を反映した効果的な研究費体系が組織されなければならない。

(理由説明)

科学研究がその使命と社会的任務を全うするためには、これに対して適正で十分な精神的、物質的基盤を保障しなければならないということはいうまでもない。この観点から本会議は、創立以来

幾度となく勧告を行ってきた。例えば、基礎科学振興5原則の第1要綱(第22回総会(要望))や「科学研究計画第1次5カ年計画について(勧告)」(第44回総会)、「科学研究基金(仮称)の設置について(勧告)」(第49回総会)等はその代表的な例である。

本節はとりわけ、科学研究の物質的基盤の前提である研究費体系の総則を述べている。すなわち、研究施設及び研究費から成り立つ研究費体系の調和・民主・効果の3原則である。これらはユネスコ勧告前文第5節C及び第20節の精神とも合致するものである。

- |   |
|---|
| <p>15. ① 科学研究がその成果をあげるためには、国は国民所得に対する研究費の割合を十分に高めるように留意しなければならない。</p> <p>② とくに基礎科学の研究費は国が十分に支出しなければならない。</p> <p>③ 新しい専門分野、境界領域などにも十分な研究費が割り当てられるよう配慮されなければならない。</p> |
|---|

(理由説明)

研究施設及び研究費の一般的水準向上は、国民所得のごとき国家的活動力をあらわす量の中の比率によって計量されるべきものである。

差し当たり、国は研究開発投資総額の少なくとも過半を国が負担する方針の下に、研究開発投資総額として国民所得の3%を充当することを目標にして、その早期達成をはかるべきである。

科学研究に対する国の予算支出の一般的水準向上がはからなければならないことは、前節の〔説明〕で言及した本会議の諸文書(とくに「科学研究基金(仮称)の設置について(勧告)」)のひとしく指摘するところである。国は、この比率を高めるためにも科学研究にあてられる予算支出の全体量を増さなければならない。このため、予算体系の抜本的整備が急務である。

一方、基礎研究と応用研究の調和のとれた発展のためには、今日両者間にある不公正な支出比率を正すため、前者への格別の考慮が払われなければならない。

また、不断に発展しつつある科学研究は、つねに新たな専門分野、境界領域(複合領域を含む)を生み出す。これらの領域へも積極的な研究費の配分が望まれる。これらの観点は、ユネスコ勧告第5節の観点と全く一致している。

- |  |
|--|
| <p>16. 研究要員・研究費・研究施設に関しては、人文・社会・自然科学間の調和のとれた一般水準の向上がはからなければならない。そのためには大学等における基礎研究の充実にとくに配慮する必要がある。</p> |
|--|

(理由説明)

「調和」原則は、研究費体系のみでなく、この「科基法」全体を貫く重要な指導原理である。このことは第15節において、基礎研究と応用研究の關係に適用されていると同時に、また人文・社会・自然諸科学間の關係にも適用される。更に科学研究の進歩、発展にとって大学が有する意義—科学研究の不断の進歩とその継承—及び、今日の学術・研究予算の中でこれに対する支出が圧迫さ

れている現状にかんがみ、これへの支出が特に強調されなければならない。これらのことは、本会議の諸文書一さきの「基礎科学の研究体制確立について（要望）」（第22回総会）、「科学・技術政策の基盤」（第66回総会）、「国立・公立・私立大学研究・教育者の給与その他研究、教育条件の大幅改善とりわけ格差是正について（要望）」（第66回総会）の一のすでに明らかにしているところである。またユネスコ勧告前文第5節、第20節の説くところである。

17. ① 研究費予算には、科学研究の特殊性に対応する適切で弾力的な措置が講じられなければならない。
- ② 長期計画による科学研究の実施に当たっては、単年度予算制度の欠陥などを補正して、計画の順調な進行を可能ならしめるようにしなければならない。

（説明理由）

長期計画の実施に当たって生じる問題点の一つは、現行予算、会計制度の欠陥にある。まさに、さきに触れた予算体系の抜本的整備が急務とされるゆえんである。科学研究は、その本来の性格上自己発展性をもち、また近年の目覚ましい発展から、あらかじめ計画全体を確定することが不可能な場合がしばしば生じている。したがって、科学研究の円滑な進歩、発展のためには、研究の計画性が保たれるより、また、固定した年次計画が研究の弾力性を損うことがないよう予算体系が抜本的に整備されなければならない。すなわち、臨機の処置がとれるような弾力性をもった流動的な予算、会計、物品管理制度に改められなければならない。このことはすでに本会議が「科学研究基金（仮称）の設置について（勧告）」（第49回総会）等で明らかにしたところであり、ユネスコ勧告第5節の指摘するところもある。

18. 国は、民間における研究費の支出を助長しなければならない。また民間からの国公立大学・試験研究機関への寄附等は、研究機関の自主性を損なわないわぎり、これを助長する方策を講じなければならない。

（理由説明）

民間の研究機関に対する国の行為としては、例えば、直接的には税法上及び金融上の措置が考えられ、間接的には委託研究及び補助金制度等が考えられる。また、民間からの寄附等が国の公的資金支出の責任を回避するものとして援用されてならないことはいうまでもない。一方、これらの民間寄附等によって、科学研究の自主性・独立性が損なわれない保障も不可欠である。とりわけ、委託研究によってこんにち生じている諸弊害は、科学研究の使命と社会的任務に照らして是正されなければならない。

19. 科学研究にとって必要な研究資料を保全し、活用するために必要な措置が講じられなければならない。

(理由説明)

学術文献・歴史史料、史跡、自然史資料等科学研究に必要な一切の資料(公権力の入手した一切の情報、資料を含む)は科学研究にとって共通の基礎的研究財産である。それゆえに、これらは直接的に全人類的意義を有するものである。そのため、資料の保全と活用のために必要な施設及び人員の配置等と予算配分が望まれる。これらの保全と活用のためには、通常、図書館、博物館、情報センター、文化財保護機関等が設けられるが、保全に万全を期し、活用に円滑を期すため、更に適切な措置が講じられなければならない。この措置の中には、これら諸機関の相互の連携協力の保持とともに、一切の資料の公開が含まれる。以上の観点は、「歴史資料保存法の制定について(勧告)」(第55回総会)、「埋蔵文化財の保護について(勧告)」(第56回総会)、「文化財保護法について(勧告)」(第64回総会)等を貫流する原理である。

## 第6章 科学研究者の地位

20. ① 研究・労働条件、社会保障など科学研究者の地位に関しては、その任務の遂行に固有な責任及び遂行に不可欠な諸権利に適切な考慮を払いつつ、適正な保障を与えなければならない。
- ② 科学研究者は、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地などのいかにかわらず、平等に研究の機会と地位が保障され、その能力を十分に発揮して科学の進歩に寄与できるよう処遇されなければならない。
- ③ 国は、科学研究者がその個別的及び集团的利益を擁護する目的の下に、学会、職能団体、労働組合等のごとき団体を組織し又はこれに加入する権利を認めなければならない。また、科学研究者の諸権利の擁護を必要とする場合、これらの諸団体が当該科学研究者の正当な要求を支援する権利を有することを認めなければならない。

(理由説明)

科学研究の主體的担い手である科学研究者の地位について総則的に述べた第1節第3項に論理的に対応している。いわば、科学研究者の「権利章典」の総則であり、ゆえに、前提としての「平等権」の規定をおいている。この「平等権」の保障規定については、日本国憲法の文言にならっているが、在外国人研究者の処遇等についても考慮して「国籍」をそう入したのである。また、この「……性別の……いかにかわらず」という平等権保障規定は我が国の婦人研究者が訓練、採用、昇格、昇任等に当たってこうむっているいちじるしく劣悪な被差別状態にかんがみ特別な配慮を必要とする。

また、「地位」という用語は、主としてユネスコ勧告の定義にしたがっている。したがって「労働条件その他の地位」の中には結社の権利、身分保障及び社会保障をも含んでいる。

そこで、とくに第3項においては、前記ユネスコ勧告第42節の趣旨及び我が国の科学研究者の実態に照して、科学研究者の団結権等の保障について明記した。

以上の観点は、「科学者の待遇改善について」の数多くの本会議文書が繰り返し主張してきたところであり、ユネスコ勧告、とくにその前文第8～第11、第4、第11a、第20a、第29a、

第30、第32a、第41、第42各節の指摘するところである。

21. ① 科学の進歩は、若い研究者の新鮮な頭脳と発刺たる研究意欲に負うところが多いことにかんがみ、その地位について十分に配慮されなければならない。
- ② 科学研究における協力者（いわゆる研究支援職員）の重要性がますます高まりつつあることにかんがみ、その地位については十分な配慮がなされなければならない。

（理由説明）

従来の年功序列という慣習を排し、能力と成果の正当な評価に基づく処遇によって、若い研究者を鼓舞する必要がある。また一方、科学研究（者）に協力する人々の正当な評価、それに伴う処遇も、ひいては科学研究の遂行にとって不可欠となっている。このことにかんがみこれらの人々の地位の確立について述べている。この観点は、例えば、「大学助手、研究補助者の待遇改善（勧告）」（第44回総会）、「大学院生等無給研究者の研究災害補償制度の確立（勧告）」（第57回総会）をはじめ、その他の科学研究一般に関する文書を通して本会議が一貫してとってきたものである。

また、ユネスコ勧告第9a、第21d節はこれに関連する条項である。

## 第7章 科学研究の国際的交流・協力

22. ① 科学研究の国際的交流・協力は、各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立って行わなければならない。
- ② 科学研究の国際的交流・協力は、公開の原則に基づかなければならない。
- ③ 国は、科学研究の国際的交流・協力を発展させるために、国内体制の整備に必要な措置を講じなければならない。

（理由説明）

科学の進歩、発展にとって科学研究の国際的交流・協力が不可欠であることは第3節ですでに述べられたところである。しかしながら科学及び科学研究の国際的交流協力は無原則的なものではありえない。本節では、その際の指導的原則を、自主・対等・公開に求めて、これを明示したものである。真理（及びその探求）にとって、国境は本来的に存在しないというものの、一方では各国にそれぞれ固有の歴史的社会的その他の特殊な条件が存在することも否めない事実である。それぞれの特殊性に基づいて個別の科学を進歩、発展させるためには、科学研究の国際的交流・協力が相互に特殊性と自主性を尊重し、かつ、対等の立場に立つものでなければならない。また、科学の国際的交流・協力が科学研究の発展のためであり、世界平和と人類福祉への貢献を目標とするものであるならば、この目的にとって交流・協力の成果の公開は必要かつ有益である。公開は自由な討論によって協力を助長し、また軍事的な秘密研究の排除に役立つからである。国際的交流・協力の国内的基盤の整備、とくにその財政的裏付けが必要であることは論をまつまでもない。その際、とりわけ我が国の地理的条件に伴う諸困難の解決が留意されなければならない。

以上の観点は、「国際共同研究について(勧告)」(第39回総会)、「学術の国際交流を促進するための基盤の整備について(申入れ)」(第64回総会)、等の本会議諸文書によって蓄積されたものである。

ユネスコ勧告の前文12節、第9c、第16~19、第26、第27、第34各節がこれに関連している。

## 第8章 科学研究者の養成

23. 科学研究者の養成は、科学の各領域にわたり、広い視野と長期的な見通しに立って持続的に行われなければならない。

国は、科学研究者の養成及び科学研究能力の基礎を培養し、これを維持増進するために必要な措置を講じなければならない。

### (理由説明)

科学研究者は、一朝一夕に養成されるものではない。したがって、科学の発展のためには、長期的な科学研究者養成のための特別な措置が必要である。しかも、科学研究は、現在直接的に有用な分野を助長すれば足りるというものではなく、これが基礎的なあるいは直接的に有用でない研究分野の発展と結合することによって、その健全な発展が可能となるものであるから、この意味からも長期的な見通しをもった養成計画が立てられなければならない。

科学研究者の養成のためには、大学院学生の研究指導の充実を目指して大学院の人的、物的両面の整備が必要である。とくに大学院学生の待遇の改善が行われなければならない。その中心となるのは、奨学金制度の改善である。この場合に大学院学生は研究陣の一員として考えられるべき一面を有しているから、奨学金は給与の性格をもつことが考慮される必要がある。奨励研究生の制度は研究者の養成のため拡充されなければならない。

養成期間を終えた研究者の研究能力の維持増進もまた科学の発展のために必要である。このための制度的措置として再教育、流動研究制度、サバティカル・イヤー制度などが考えられる。これらの方策を実現するために必要とされる国の任務は大きい。

以上の観点は、「原子力科学研究について(勧告)」(第48回総会)、「大学院制度の改革について(甲入れ)」(第62回総会)、「博士課程大学院の改革について(勧告)」(第64回総会)及びユネスコ勧告第9a節等に示されている。

## 第9章 年次報告等

24. ① 政府は毎年、国会に、科学研究の動向及び政府が科学研究に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

② 政府は、毎年、前項の報告に係る科学研究の動向を考慮して講じようとする施策について文書を作成して、これを国会に提出しなければならない。

なお、この文書の作成に当たっては、その大綱について、あらかじめ日本学術会議の意見を聴き、これを尊重するものとする。

(理由説明)

国権の最高機関である国会に対して、科学研究の動向及び政府がそれに関連して講じた施策に関する報告を提出することは他の諸基本法の慣例に照らして極めて当然である。

また、本法(案)及び日本学術会議法の目的からして、日本の全科学研究者の総意を内外に代表する日本学術会議が本法(案)の実施に関して最大の関心を有することはいうまでもない。したがって、国は、これに対しても意見を徴することによって、更に十全な実施を志向し本法(案)の目的の実現に努めなければならない。これまでのあらゆる文書の中で、本会議は、政府に対して、これと同様の要請を行ってきた。また、これに関連して勧告、答申の窓口及び処理組織について(申入れ)(第46回総会)等の趣旨が生かされなければならない。

なお、本節第2項は、ユネスコ勧告のとくに第7節において、科学研究において、科学研究に関する国家的政策の大綱作成に参与しうる機会を科学研究者に与えなければならないとしていることとまさに合致するものである。

第10章 補 則

25. 本法に掲げる諸条項は、科学研究に関する基本を定めるものであって、すべて科学研究に関する他の法令の施行に当たって、つねに尊重されなければならない。
26. 本法に掲げる諸条項を実施するために、必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

(理由説明)

本法(案)は、科学研究(者)に関する法体系の基本法として意識されている。したがって、ここに盛り込まれた目的、精神を実現するためには、多くの具体的な法令が制定され、あるいは現行法令の改廃が要求されよう。本節の規定は、例えば教育基本法、児童福祉法等にならって設けられたものである。

(2) 科学研究基本法試案

前 文

第1条 (科学研究の使命と社会的任務)

第2条 (科学研究の基本条件)

第3条 (科学研究の基本的原則)

第4条 (科学行政)

第5条 (科学研究体制)

第6条 (科学研究費体系等)



- 第 7 条 (科学研究者の地位)
- 第 8 条 (科学研究の国際的交流・協力)
- 第 9 条 (科学研究者の養成)
- 第 10 条 (年次報告等)
- 第 11 条 (補 則)

## 前 文

科学は、人類の英知の所産であり人間固有の創造であって、科学研究の発展とその成果の利用は、人類の福祉と文化の向上、発展にとって至上の役割を果たしてきた。全人類共通の課題となっている世界平和を達成し環境、資源・エネルギー、食糧、人口等の諸問題を解決するためにも科学研究の発展とその正しい適用が不可欠である。しかしながら、他方、科学研究の成果の無視、乱用及び悪用が行われていることも否定できず、これらが世界平和、人類の生存と福祉を阻害している。

かくして、こんにち、科学の正しい発展に責任をもち、その成果の社会への還元に対しても大きな役割を果たすべき科学研究者の責務はますます重きを加えている。と同時に、国が講ずべき諸施策の重要性はかつてなく大きくなっている。いまや、正しい科学研究の振興発展をはかるため国が行う 施策の基本的理念及び方向を明確にすることは、国家、民族にとっての緊急の要となっている。

ここに、日本国憲法の精神に則り、かつ、世界人権宣言第 27 条 1 項、ユネスコ憲章前文最終節及び、とくに第 18 回ユネスコ総会が採択した「科学研究者の地位に関する勧告」の趣旨に基づき、我が国の科学研究の健全な発展を通じて、世界の平和、文化の向上、国民の福祉に寄与することを目指し、科学研究の向かうべきみちを明らかにし、国の科学研究に関する政策の目標を示す基本法としてこの法律を制定する。

## 第 1 条 (科学研究の使命と社会的任務)

科学研究は、人文・社会・自然における真理の探求とその成果の応用を通じて人類に貢献することをその使命とし、国民生活を豊かにし、人間の尊厳が保障される社会を建設し、もって世界平和の確立、人類福祉の増進及び文化の向上に貢献することを社会的任務とする。

- ② 科学研究者は、その従事する科学研究が、人道的、社会的、自然的等の見地からみて、科学研究の使命と社会的任務に副うよう十全の配慮を行う社会的責任を有する。
- ③ 前記の科学研究の使命と社会的任務にかんがみ、国は科学研究の健全な発展を促進しなければならない。また、科学研究者に対しては、その社会的責任を果たすにふさわしい社会的地位とくに諸権利、研究・労働条件、待遇等が保障されなければならない。

## 第 2 条 (科学研究の基本的条件)

科学の正しい発展のためには、人文・社会・自然科学の基礎研究及び応用研究の全分野にわたる調和のある発展をするよう配慮されなければならない。諸科学領域相互間の協力とその総合化ははからなければならない。

② 科学研究の正しい発展のためには、国際的交流及び協力が推進されなければならない。

### 第3条（科学研究の基本的原則）

国は、科学研究の自由を保障し、科学研究に関する科学研究者の自主性を十分に尊重しなければならない。また、その成果は公開されるのが基準原則である。

### 第4条（科学行政）

国の科学行政は、科学研究の使命と社会的任務が達成できるような諸条件を整備確立することを目標として行われなければならない。

### 第5条（科学研究体制）

我が国の科学研究体制は、国公立の大学、研究機関及び諸学会がそれぞれの自主性を保ちつつ、相互に有機的に連携できるよう、科学研究者の総意に基づいて整備されなければならない。

### 第6条（科学研究費体系等）

それぞれの科学の性格及びその研究の発展段階に応じて、科学研究がその使命と社会的任務を果たしうるよう、つねに科学者の総意を反映した効果的な研究費体系が組織されなければならない。

② 科学研究にとって必要な研究資料を保全し、活用するために、必要な措置が講じられなければならない。

### 第7条（科学研究者の地位）

科学研究者の研究・労働条件・社会保障など科学研究者の地位並びに科学研究における協力者の地位に関しては、その任務の遂行に固有な責任及び遂行に不可欠な諸権利に適切な考慮を払いつつ、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地などのいかにかわらず、平等に、第1条に定めるその社会的責任の遂行のために適正な地位が保障されなければならない。

### 第8条（科学研究の国際的交流・協力）

科学研究の国際的交流・協力は、世界平和と人類の福祉への貢献を旨として各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立って行われなければならない。また、科学研究の国際的交流・協力は、公開の原則に基づかなければならない。

### 第9条（科学研究者の養成）

科学研究者の養成は、科学の各領域にわたり広い視野と長期的な見通しに立って持続的に行われなければならない。

### 第10条（年次報告等）

政府は、毎年、国会に科学研究の動向及び政府が科学研究に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

② 政府は、毎年、前項の報告に係る科学研究の動向を考慮して講じようとする施策について、文書を作成して、これを国会に提出しなければならない。なお、この文書の作成に当たっては、その大綱について、あらかじめ日本学術会議の意見を聴き、これを尊重するものとする。

### 第11条（補則）

本法に定める諸条項を実施するために必要がある場合には適当な法令が制定されなければならない。